

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、十津川村長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和八年九月八日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（地籍図根三角測量）

二 測量の地域 吉野郡十津川村大字上野地の一部

三 測量の期間 令和八年六月十日から令和九年三月二十六日まで